

- 瀬戸内海環境保全特別措置法は、日最大排水量50m³以上の工場・事業場に対し、「特定施設の設置の規制」として、水質汚濁防止法の届出制度を強化した許可制度が位置づけられている。
- 本制度は、特定施設の設置（法第5条）及び構造等の変更（法第8条）において、瀬戸内海の水質に著しく影響を与えないことを事業者が立証する事前評価並びに、府県知事等による申請内容の告示及び事前評価の縦覧等の公開制度を有している。
- ただし、特定施設の構造等の変更（法第8条）に限り、「軽微な変更の届出（規則第7条）」や「事前評価等を要しない場合（規則第7条の2）」に該当する場合は、上記の事前評価等を省略できる。
- 平成30年3月に府県知事等で構成される瀬戸内海環境保全知事・市長会議からなされた規則改正の提案（事前評価等を要しない場合の拡大等）、中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（令和2年3月）を踏まえた検討の結果、施行規則第7条の2（事前評価等を要しない場合）について改正を行う。

改正①：規則第7条の2第4号として追加

特定施設の構造等の変更について、次の2要件がいずれも満たされる場合を新たに事前評価等を要しない場合に追加する。

- ・ 各排水口における排出水の汚染状態及び排出水の量が増大しない場合。
- ・ 人の活動に使用されていない水又は人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用等の用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみでの排水の排出の方法の変更の場合。

《該当事例：間接冷却水の排水口の位置、排出先を変更する場合》



改正②：規則第7条の2第1号の改正

現行規則第7条の2第1号において、「汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態並びに処理後の汚水等の量が増大しない場合（汚水等が処理施設で処理される場合）」が事前評価等を要しない場合の要件の一つとして掲げられているが、特定施設からの汚水等について、処理後の汚染状態及び汚水等の量が増大しない場合、処理前の汚染状態が増大する構造等の変更を行ったとしても、瀬戸内海への環境への影響が増大しないのは明らかであることから、「処理前及び」を削ることとする。

《現行の「規則第7条の2第1号」》

